

中区 消費生活相談情報<速報値>

～令和4年5月 薫風号～



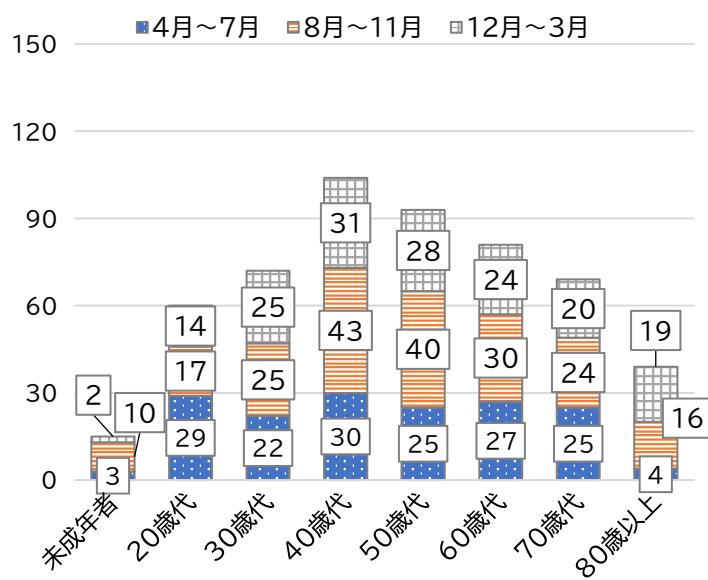
◇消費生活相談件数

	12月～3月	8月～11月	増▲減	【増減率】
中区	176	231	▲ 55	▲ 23.8%
市内全体	4,853	5,053	▲ 200	▲ 4.0%

◇相談件数月別内訳

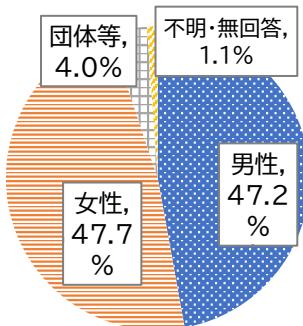


◇年代別件数



◇性別割合

※小数点第2位で四捨五入しているため割合の合計は100%にならない場合がある



◇商品・役務別内訳(12月～3月)

1位	工事・建築	10	別居の母宅に事業者が来訪し、屋根の瓦がずれているから、と勧誘され屋根工事を契約した。その後も次々と別の工事を勧誘してくるようだ。
	不動産賃借	10	賃貸マンションを退去したら、立ち会い時に了承していない修理代とハウスクリーニング費用を後日請求された。納得できない。
3位	役務その他サービス	8	パソコンの技術的な質問をしたくて質問サイトに申し込んだ。トライアル期間が過ぎると自動更新され、月額数千円のサブスクリプションサービスが継続されていた。解約したい。
4位	商品一般	7	プリマアプリのアカウントを乗っ取られ、クレジットカードで知らない間に何かの商品を購入された。カード会社は不正と判断すれば返金するというが、不満だ。
5位	健康食品	5	テレビCMを見て拡大鏡を電話で注文したら、なぜか目に良いというサプリメントが一緒に届いた。注文時オペレーターから何か言われた気がするがよく覚えていない。先日2回目が届き、困惑。
	携帯電話サービス	5	スマホの契約をした際、通話し放題プランを申し込んだはずなのに、高額な通話料金の請求を受け、プランが適用されていなかったことがわかった。遡って通話し放題プランを適用してほしい。

◇注目情報

～通信販売に新しいルールが加わります <特定商取引法改正(令和4年6月1日施行)>～

法改正により、インターネットを利用した通信販売では「最終確認画面」で

以下の内容を明確に表示するよう義務づけられます



これらに違反する表示によって誤認して申し込んだ場合、申し込みを取り消せる可能性があります

申込内容や利用規約は
すみずみまで必ずチェック！
トラブルに備えて広告や確認
画面はスクリーンショットで保存！
画面はスクリーンショットで保存！



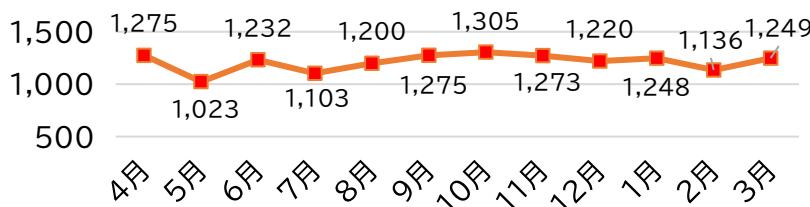
横浜市 消費生活相談情報<速報値> ~令和4年5月 薫風号~



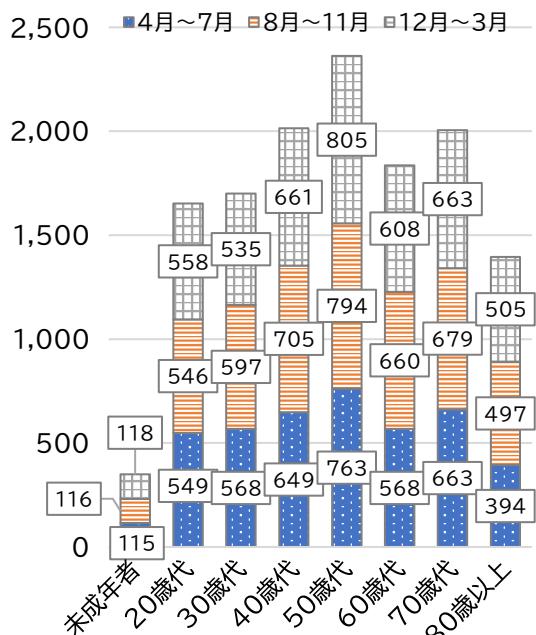
◇消費生活相談件数

	12月～3月	8月～11月	増▲減	【増減率】
市内全体	4,853	5,053	▲ 200	▲ 4.0%

◇相談件数月別内訳

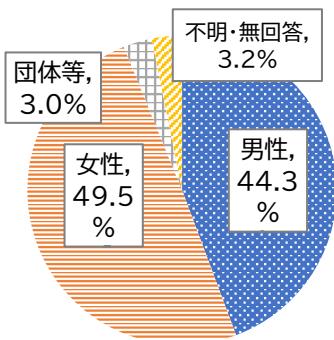


◇年代別件数



◇性別割合

※小数点第2位で四捨五入しているため割合の合計は100%にならない場合がある



◇年代別上位5品目 商品・役務別内訳

順位	未成年者	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 29	エステサービス 49	不動産賃借 49	不動産賃借 47	商品一般 42	工事・建築 40	工事・建築 48	工事・建築 63
2位	他の化粧品 10	不動産賃借 45	商品一般 16	商品一般 25	不動産賃借 工事・建築 36	商品一般 38	商品一般 44	商品一般 37
3位	商品一般 異性交際関連サービス 20	金融コンサルティング 15	工事・建築 24	工事・建築 24	役務その他 サービス 28	役務その他 サービス 39	役務その他 サービス 26	
4位	健康食品 アダルト情報 20	修理サービス 14	修理サービス インターネット接続回線 12	修理サービス インターネット接続回線 20	携帯電話 サービス 24	携帯電話 サービス 22	携帯電話 サービス 27	修理サービス 25
5位	医療サービス 役務その他 サービス 5	基礎化粧品 インターネット接続回線 19	役務その他 サービス 20	基礎化粧品 アダルト情報 20	アダルト情報 24	新聞 16		

商品一般…商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求(はがき)等に関するもの 健康食品…酵素食品、高麗人參茶等の定期購入等に関するもの 他の化粧品…化粧石鹼、歯みがき粉、マニキュア、脱毛剤等に関するもの 不動産賃借…賃貸住宅退去時の修繕費等に関するもの 工事・建築…屋根工事・増改築工事・衛生設備工事等に関するもの 金融コンサルティング…投資で簡単に儲かる方法を教える情報商材等に関するもの 異性交際関連サービス…出会い系サイトやマッチングサイトに関するもの 役務その他サービス…サービス業のうち「金融・保険」「運輸・通信」「教育」「教養・娯楽」「保健・福祉」「外食・食事宅配」「冠婚葬祭」「家事」等のサービスに該当しない役務に関するもの

発行元:横浜市消費生活総合センター
電話相談受付 045-845-6666
平日9時から18時／土曜・日曜9時から16時45分